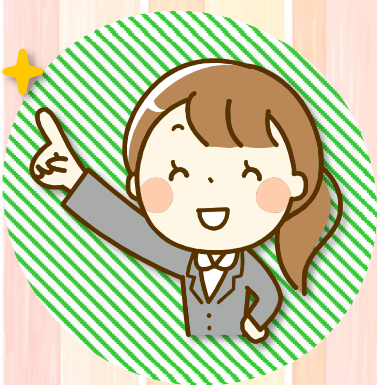


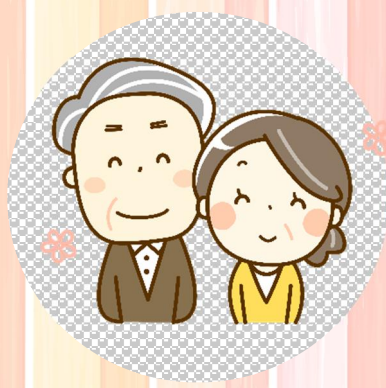
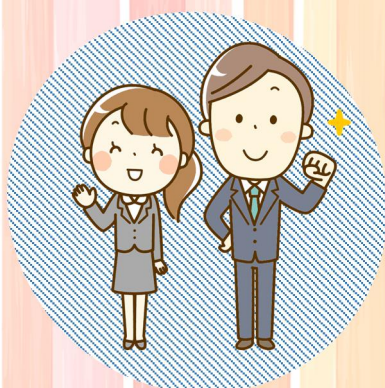


厚木市人権施策推進指針



令和7（2025）年3月

厚 木 市



目次

第1章 人権施策推進指針(改定版)の策定に当たって	1
1 策定の背景	1
2 策定の趣旨	5
3 指針の位置付け	7
第2章 指針の基本的考え方	8
1 基本理念	8
2 基本姿勢	8
3 指針の体系図	9
第3章 人権施策の推進	10
1 基本的施策	10
(1) 人権教育・啓発の推進	10
(2) 相談・支援体制の充実	13
2 分野別施策	14
(1) こども	15
(2) 女性	19
(3) 高齢者	22
(4) 障がいのある人	25
(5) 部落差別(同和問題)	28
(6) 外国につながる人	30
(7) インターネットによる人権侵害	33
(8) 性的マイノリティ(性的少数者)	36
(9) 犯罪被害者等	39
(10) 生活困窮者等	42
(11) その他の様々な人権課題	44
第4章 推進体制	47
1 行政・市民・事業者・団体等の役割	47
(1) 行政の役割	47
(2) 市民に期待される役割	47
(3) 事業者・団体等に期待される役割	47

2 人権施策の推進体制.....	48
（1）人権施策推進協議会.....	48
（2）人権施策推進会議.....	48
（3）市民、事業者・団体等との連携・協働体制.....	48

第5章 市民、地域の団体、事業者の皆さんへ.....49

1 市民の皆さんへ.....	49
2 地域の団体の皆さんへ.....	49
3 事業者の皆さんへ.....	50

